

2010年4月

学生のみなさんへ

交換留学制度改革について
～2年次からの交換留学／非英語圏への1セメスター交換留学～

国際教育センター長
木 下 登

このことについて、2010年度より交換留学制度を下記のとおり変更します。

記

1. 2年次からの交換留学の実施について

これまで交換留学は、主として学内選考が2年次秋、留学出発が3年次秋からとして運用してきましたが、学部・学科がその教育の特性に応じて早期の留学でも学修効果が望めると判断した場合については、2年次からの早期交換留学を認めることとします。つきましては、早期交換留学が許可された学部の学生は、学内選考を1年次の秋、出発を2年次の秋から可能とする制度に2010年度より変更します。2年次からの早期交換留学を認める学部は、人文、外国語、経済、経営、法、総合政策学部です。

2. 語学研修を主たる目的とした非英語圏[※]への1セメスター交換留学について

原則として留学期間を1年間と定めている交換留学ですが、非英語圏[※]への留学は語学修得がその主たる目的であることが多いことから、短期間の留学でも学修効果が望めると判断しました。つきましては、非英語圏[※]への交換留学に限って留学期間を1セメスターから適用できるよう2010年度より変更します。※ここで言う「非英語圏」とは、本学が協定校を持つスペイン、フランス、ドイツ、メキシコ、ペルーおよびアジア地域を指します。(なお、アジア地域への1セメスター交換留学はこれまでも特別に認められていました。)

以 上